

に、犀川の暴流此の地邊の河端をば破壊し、仁藏・三右衛門が邸地および藤内共の居宅共悉く流失し、梅鉢清水の方へ川筋付き、田島等も流失せし爲、此の地邊甚だ變じて、地景往昔に違へり。故に仁藏・三右衛門が宅地も今は知るものなし。

○仁藏・三右衛門來歴

舊藩中は、仁藏・三右衛門とて、藤内頭を勤め、代々藤内共を裁許し、此の外、非人・穢多の類をも裁許せり。元祿六年五月、舊藩五世參議中將綱紀卿穿鑿し給ふに依りて、金澤町奉行和田小右衛門より言上書如左。

覺

一、藤内・穢多同様に而者無御座、筋違申候。穢多は藤内より下輩之者に而、藤内も縁與等不申合由申候。藤内頭は才川下に罷在、仁藏・三右衛門与申者、御分國中之藤内支配仕候。附、先祖より藤内与申名之子細は、不奉存候由申候。一、穢多之儀は、御當國・能州御兩國分、淺野川下淺野領罷在候甚太郎・九兵衛与申者、支配仕候。越中は、彼地戸出領に罷在候孫右衛門与申者、支配仕候。

一、穢多は牛馬之皮を剥、滑革など仕候。藤内は牛馬之皮剥、滑皮など仕候は無御座候。先年御鷹之餌犬打申時分は、右犬之皮剥置、穢多方へ賣拂申候。

一、穢多共之儀、毎日諸方欠廻り、牛馬共に死申を革を剥申候。自然先々より、牛馬等死申儀爲知申儀も御座候。左様之者には、少々宛物をも遣由に御座候。

一、藤内は公事場に相詰、拷問・殺害人等之裁許并掃除等仕、且又磔・獄門・さらし者・町中渡者・御追放者等之刻も罷出相勤申候。火事之時分は、仁藏・三右衛門御當地之藤内共召連、公事場に罷出申候。穢多は右之役儀相勤不申候。

一、乞食之儀は、藤内・穢多之筋に而者無御座候。然ども藤内頭仁藏・三右衛門支配仕、札を相渡爲致乞食申に付、小頭を抱置、爲致裁許申候。

一、物よしは乞食与違申候。則物よし之内七兵衛与申者、先祖より代々支配仕申候。五節句并御家中、町方共に祝儀ヶ間敷儀に祝儀を申請る迄にて、常々乞食不仕候付、人多に罷成候へば、渡世仕兼申候故、子孫等無病成者共は、物よし方に罷在ながら朝夕乞食仕に付、左様之者は仁藏・三

右衛門方より札を渡し、支配仕候。

右藤内頭・穢多頭に相尋申趣、如此に御座候。以上。

五月二日

和田小右衛門

又文政七年五月藤内頭仁藏・三右衛門裁許異種徒の種類穿鑿に付、答書如左。

覺

藤内 陰坊 加籠屋

右藤内与申は、身分之本名に而御座候。陰坊与申儀は、町家等之死去人を葬候時之名目に御座候。但し藤内に不限、惣而死人を葬候者を陰坊与唱へ申候由。加籠屋と申は、御武士家、町方等に御吉事有之、御祝に罷出候砌、并御節句等嘉日に勸進方仕候砌は、加籠屋与相唱候事。

非人頭 乞食

右非人頭与申は、御當所に七人罷在、身分本名非人に而、御當地門下・橋下等に乞食病死仕候へば、死骸取またじ仕候。依而右與に御武士家・町方等御吉事有之砌は、非人頭与相唱へ御祝に罷出、鳥目等申請候。乞食と申は、本名非人に而、町家等へ乞食に罷出候時之名目に御座候。但し非

人頭御郡方へ勸進方に罷出候砌は、ヨカレ左衛門与相唱候事。

右藤内・非人者、藤内頭裁許仕候事。

癩癩 物吉

右かつたる与申は、身分之本名に而御座候。但し無宿類之者、癩病相煩乞食に罷成候得者、藤内頭より乞食札相渡、かつたるども方へ相渡候へば、彼等垣内に指置申候。且門下・橋下等に癩者相果候へば、死骸加州かつたる共方へ引取候儀、前々より之所作に御座候。依而右助力に御武士家・町方等御吉事之砌、物吉と唱へ御祝に罷出、鳥目等申請、其外嘉日にも、右名目を以手之内勸進仕候事。

穢多 皮太

右兩名は同事に御座候。所作は牛馬等之皮はぎ仕候。但し町方等へ罷出、勸進は不仕候事。

舞々

右者三太夫与申候。御武士家・町方等に而舞をいたし、手之内勸進仕候。以前は折違町池小路に罷在候得共、當時者何方へ罷越候哉、舞々之所作相止め候故、住所相知不申